

平成23年度稲敷市農業委員会第7回総会

[7月25日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地の売却に伴う現況照会について
日程 7 報告第6号 標準処理期間の設定について
日程 8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程11 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程12 議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 報告第6号
日程 8 議案第1号
日程 9 議案第2号
日程10 議案第3号
日程11 議案第4号
日程12 議案第5号
-

出席委員

1番 井戸賀 吉男君 18番 宮本 善助君

3番	飯塚	幸一	君	19番	村山	文雄	君
4番	千勝		忠君	20番	坂本	一雄	君
5番	保科		進君	21番	山田	重一	君
6番	川島		昇君	22番	秋本	精一	君
7番	高須	一	郎君	23番	横田	裕康	君
8番	篠崎	惣	壽君	24番	加納		昭君
9番	栗山	文	雄君	25番	松本	文雄	君
10番	濱田	昭	一君	26番	沼崎		享君
11番	吉岡	一	仁君	27番	濱田		孟君
12番	横田	梯	次君	28番	青宿	昌夫	君
13番	内埜	新	也君	29番	鈴木	重義	君
14番	野口	隆	雄君	30番	黒田	久良之進	君
15番	篠崎	文	夫君	31番	高城	貞雄	君
16番	古澤	真	和君	32番	根本	卓明	君
17番	澤邊	雅	之君				

欠席委員

2番 沖野谷 秀雄 君

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

7月 4日（月） 農業委員会県南連絡協議会定期総会
於 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎
出席者 加納会長、森川事務局長

午後3時8分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成23年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお

願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は2番沖野谷委員の1名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名をお諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は25番松本文雄委員、28番青宿昌夫委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田1筆、3,000平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程2 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、押砂字中野ほか5地区、田21筆、畑3筆、計24筆、25,739平方メートルでございますが、平成23年4月12日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号2番、柴崎字三島、畑1筆、238平方メートルでございますが、平成22年12月4日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

次に、受理番号3番、浮島字柳縄ほか3地区、田5筆、畑1筆、計6筆、4,104平方メートルでございますが、平成23年4月8日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

受理番号4番、佐倉字南田ほか3地区、田2筆、畑3筆、計5筆、4,571平方メートルでございますが、平成23年6月23日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

受理番号5番、時崎字時崎南部ほか3地区、田3筆、畑5筆、計8筆、9,273平方メートルでございますが、平成23年5月18日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号6番、沼田字上沼田ほか6地区、田3筆、畑6筆、計9筆、9,510平方メートルでございますが、平成23年6月8日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸

借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは5ページをお開きいただきたいと思います。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番 犬塚字於山下、田1筆、302平方メートルでございますが、これは公共事業による用地買収のため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 6ページをお開きいただきたいと思います。報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、犬塚字於山下ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、401平方メートルでございますが、茨城県竜ヶ崎工事事務所が公衆用道路として用地を取得するもので、農地法施行規則第53条第1項第5号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは7ページをお開き願います。報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。阿波崎字白

旗ほか1地区、畑3筆、540平方メートルでございますが、6月21日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格者証明を要する旨報告をいたしました。

受理番号2番、稲敷市長より現況照会があったものでございます。7ページから8ページにつながっております。松山字辻の下ほか11地区、田10筆、畑5筆、計15筆、23,963平方メートルでございますが、6月22日、担当委員と事務局で現地確認をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格者証明を要する旨報告いたしました。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程7 報告第6号 標準処理期間の設定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第6号 標準処理期間の設定についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは9ページをお開き願います。報告第6号 標準処理期間の設定についてでございます。

本件につきましては、行政手続法第6条のなかで、行政庁が申請に対する処分をするまでの標準の処理期間を定めることとなっております。今回、国からの事務の適正化通知を受けまして、農地法第3条第1項の許可事案における標準処理期間を4週間、28日と設定したものでございます。従来からこの4週間という期間を目安として行ってはきましたけれども、適正化通知をうけて改めて設定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君） 10ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買

による所有権移転4件、贈与による所有権移転3件、使用貸借権再設定1件の計8件でございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田1筆、3,000平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。6月13日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は、主に水稻とブロッコリーを作付している認定農家で、農業経営面積は1,002アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、押砂字下野、田1筆、1,999平方メートルについてでございますが、渡人は相続財産法人であり、管理清算のために譲渡するものであります。受人は、財産管理人からの要望により、耕作地の隣接地を譲り受けるものであります。申請地の一部には、以前の所有者が利用していた畜舎が建っておりますが、許可後、解体工事を行い、一年以内に農地として利用することになっております。

受理番号3番、岡飯出字岡飯出、田1筆、1,164平方メートルについてでございますが、渡人は相対で賃貸借していた農地を耕作者に譲渡するものであります。受人は長年耕作していた耕作地を譲り受けるものであります。また、受人の所有する農地には休耕地があり、「遊休農地の利用に関する計画書」が提出されております。

受理番号4番、伊佐部字沖ノ前、畑1筆、988平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により、自分の持分を譲渡するものであります。受人は農業経営規模拡大を目的に譲り受けるものであります。

11ページをお開き願います。

受理番号5番、東大沼字西畑ほか1地区、畑11筆、計4,763平方メートルについてでございますが、渡人は所有の農地を後継者に贈与するものであります。受人は父親より農地を受贈するものであります。

受理番号6番、高田字水飼ほか4地区、田12筆、計9,487平方メートルについてでございますが、渡人は所有の農地を後継者に贈与するものであります。受人は、父親より農地を受贈するものであります。

受理番号7番、市崎字沼田ほか1地区、田2筆、計2,300平方メートルについてでございますが、受人は所有の農地を後継者に贈与するものであります。受人は、祖父より農地を受贈するものであります。

12ページをお開き願います。

受理番号8番、上根本字別府曾根ほか8地区、田12筆、畑4筆、計16筆、計34,906平方メ

ートルについてでございますが、渡人は後継者と使用貸借権を再設定するものであります。受人は使用貸借期間を延長し、今後も農業経営をするものであります。

以上で、議案第1号の受理番号1番から8番の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査報告をお願いいたします。受理番号1番については、事務局の説明どおりですので調査報告を省略します。では、まず受理番号2番を根本委員より報告をお願いします。

○32番（根本卓明君） 32番根本です。受理番号2番について報告いたします。

去る7月21日に、渡人、受人に確認をいたしました。申請内容に問題がないことを確認しました。また、受人は主に水稻・大豆を作付している農業者で、農業経営面積は282アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、耕運機1台を所有しています。息子さん亡くなってから、田植、乾燥調整は委託をしておりますので、田植機、コンバイン、乾燥機は所有していません。なお、申請地の一部には以前から畜舎が建っておりますが、購入後に解体工事を行い農地として利用するものであります。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号29番を鈴木委員より報告願います。

○29番（鈴木重義君） 29番鈴木です。受理番号3番について報告いたします。

7月21日に、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付し、農業経営面積は97アール、農作業日数は60日です。所有の農地について、休耕地はあるのですが「遊休農地の利用計画書」もでており、また違反転用地もありません。農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有または借り入れて使用しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番でございますが、私の方より報告いたします。

受理番号4番について報告いたします。昨日、渡人、受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している認定農業者で農業経営面積は154アール、農業従事日数は200日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号5番から7番を飯塚委員より報告願います

○3番（飯塚幸一君） 3番飯塚です。受理番号5番、6番、7番を一括して報告いたします。同じ家で、家族なものですから。

7月23日に譲渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また受人となる三人ですが、7番の受人が認定農業者でありまして、家族でもって水稻を作付しています。農業経営面積は約320アール、農業従事日数は、それぞれ80日、240日、80日ということです。所有の農地について、休耕地はなく違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号8番を吉岡委員より報告願います。

○11番（吉岡一仁君） 11番吉岡です。受理番号8番について報告いたします。

7月19日に、渡人と受人を確認いたしました。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 13ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、松山字後窪、畑1筆、514平方メートルについてでございますが、申請人は農家住宅敷地として利用するものであります。現在の住居は、申請者の所有でないので、建替のために取り壊すことができず、隣接の農地に新たに農家住宅を建築するものであります。

申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。上水は井戸水、下水は集落排水、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

7月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第4条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番を横田委員より報告をお願いします。

○23番（横田裕康君） 23番横田です。受理番号1番について説明いたします。

去る7月20日、調査委員と事務局2名で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、農家住宅として利用するもので、申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類等を確認しましたが、問題はありませんでした。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 14 ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、蒲ヶ山字土戸平、畑3筆、計13,571平方メートルについてでございますが、砂利採取場として一時転用するものであります。今回の申請地は既に許可済みの砂利採取場を拡張するもので、拡張する採取場の面積は18,897.81平方メートルで、総採取量は197,115立方メートル、採取期間は3年間とし、バックホー2台で採取するものであります。

申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。雨水排水は浸透式とし、外周部に小堤を設け区域外に流出がないようになっております。農地区分は第2種農地に該当、立地基準は第2種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

7月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号2番、椎塚字三田谷代、畑1筆、443平方メートルについてでございますが、圏央道工事のための現場事務所用地として一時転用するものであります。申請地は、圏央道用地に隣接する農地で、現場事務所・駐車場として利用するものであります。

申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。上水道・下水道の利用はなく、仮設トイレを設置します。雨水排水は浸透式となっております。農地区分は第2種農地に該当、立地基準は第2種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

7月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字小角、畑2筆、雑種地1筆、計3筆、計993平方メートルについてでございますが、資材置場として利用するものであります。申請地は、会社に隣接する農地で、現在の会社の敷地が狭いため、従業員駐車場と建設機械置場、資材置場の一部として拡張するものであります。

申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。上下水道はなく、雨水排水は浸透式となっております。農地区分は第2種農地に該当、立地基準は第2種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

7月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番を栗山委員より報告をお願いいたします。

○9番（栗山文雄君） 9番栗山です。受理番号1番について、去る21日、篠崎委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、砂利採取場として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認しましたが、問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、では次に受理番号2番を篠崎委員より報告願います。

○8番（篠崎惣壽君） 8番篠崎です。受理番号2番について報告いたします。

去る21日、ただいま報告のありました栗山委員と事務局2名と私で現地調査をしました結果、報告書のとおりでございます。問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号3番を松本委員より報告をお願いします。

○25番（松本文雄君） 25番松本です。受理番号3番について、去る21日、澤邊委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果は、事務局の説明どおりで間違いなく、資材置場・駐車場として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めまます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めまます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決まます。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めまます。

よって、申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 12 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 15ページをお開き願います。議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付4件、非農地証明書の

交付1件でございます。

受理番号1番、本新、畑1筆、1,983平方メートルのうち844平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。

昭和63年9月17日付、南総農政指令第155号、「自己住宅」で許可を受けております。

受理番号2番、本新、畑1筆、1,983平方メートルの内1,139平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。

平成10年10月16日付、南総農政指令第84号、「資材置場」で許可を受けております。

なお、受理番号1番と2番については、同一地番内での転用行為のため、1,963平方メートル全体が転用許可地となります。

受理番号3番、上須田字上須田、田4筆、8,130平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。

昭和58年5月16日付、南総農政指令第133号、「工場・倉庫」で許可を受けております。

受理番号4番、江戸崎字小角、畑1筆、1,619平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。

平成5年9月16日付、南総農政指令第132号、「事務所・資材置場・駐車場」で許可を受けております。

受理番号5番、信太古渡字西区、田1筆、535平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。

昭和52年頃から宅地として利用され、木造平屋建1棟が建築されていました。撮影年月日、昭和59年12月25日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番から2番を野口委員、お願いいたします。

○14番（野口隆雄君） 14番野口です。

受理番号1番、2番について、去る21日に保科委員、坂本委員と事務局で申請書類等の審査及び現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、宅地、機械及び資材置場として転用されていました。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号3番を坂本委員より報告願います。

○20番（坂本一雄君） 20番坂本です。受理番号3番について報告いたします。

去る21日に保科委員、野口委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、工場・倉庫として目的通り転用されておりました。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番を松本委員より報告願います。

○25番（松本文雄君） 25番松本です。受理番号4番について、去る21日に澤邊委員、宮本

委員とそれと事務局で、申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、事務所・資材置場・駐車場として目的通り転用されていました。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番を澤邊委員より報告願います。

○17番（澤邊雅之君） 17番澤邊です。受理番号5番について、去る21日、宮本委員、松本委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、昭和52年頃より住宅用敷地として利用されており、昭和59年12月25日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認をしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題ないと思われれます。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程12 議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは16ページをお開き願います。議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定についてでございます

平成21年12月施行の改正農地法によりまして、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるということになりました。

「農業委員会の適正な事務実施」（20 経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）という通知が、平成22年12月22日付けで一部改正されまして、農業委員

会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。簡単に申し上げますと、農地法第3条の許可要件の、いわゆる、50アール要件を場合によっては緩和することができ、毎年、農業委員会は話し合っただけなさいというようなことでもあります。

まず、農地法施行規則第20条第1項の適用についてですが、「下限面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らない」という下限面積を基準である50アールより小さく定める場合の基準が示されております。2010年に行われました世界農林業センサスでは、管内の農家では50アール未満の農地を耕作している農家は全農家数の約3.4%であります。40パーセントという50アールより小さく定める基準とは大きく離れているため、下限面積(別段の面積)の設定については行わず、現行の基準面積50アールのまま、というのが適当と考えます。

次に、農地法施行規則第20条第2項の適用についてですが、平成22年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、皆様にご協力いただきました放棄地調査によりますと、管内の遊休農地率は、5%以下と低い現状にあり、遊休農地の活用の観点におきましても下限面積設定の必要性はないものと考えられます。また、農地法施行令第6条第3項第1号では、現行でも集約的経営を行う場合は基準面積である50アール以下でも例外的に認めることも可能でございますので、意欲ある新規参入者の障害とはならないものと考えます。農地の利用集積や担い手の育成が進みつつありまして、安定した農業経営を継続していくという考え方から現在の基準面積以上は必要と考え、とくに50アール要件をさらに小さい面積に緩和していく必要性は現在のところはない、とそのような結論になりまして、本市においては、下限面積は農地法どおりの50アールとし、別段の面積は定めないという結論になります。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで事務局の説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

25番委員 松 本 文 雄 ⑩

28番委員 青 宿 昌 夫 ⑩